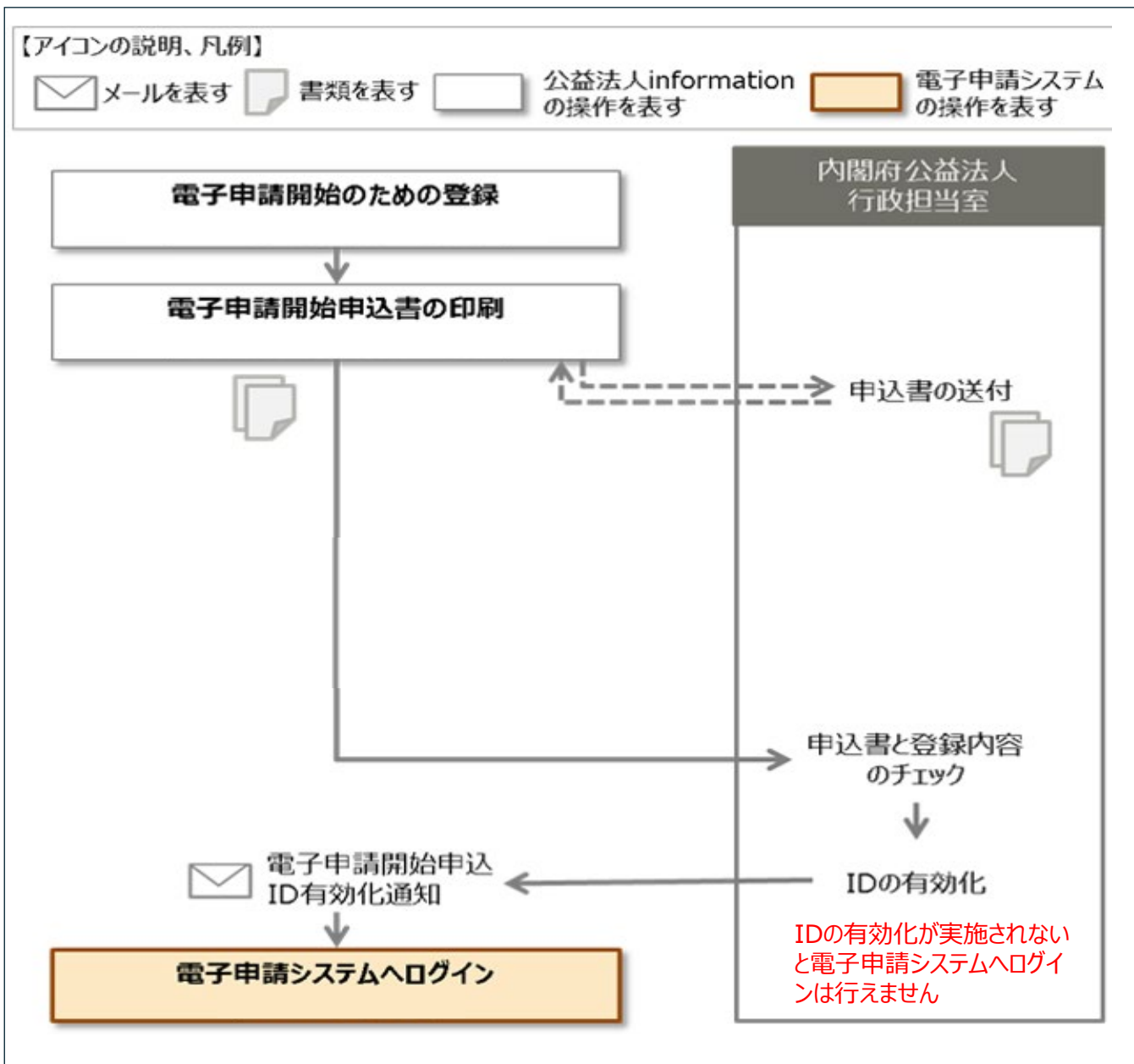


# 電子申請の利用を開始する

電子申請システムを利用するためには、電子申請開始申込を行う必要があります。  
電子申請開始申込の流れは以下のとおりです。



## ✔ポイント

- 利用開始後、公益認可申請の肯定処分後に法人情報が変更となった場合は、基本的に「変更認可」または「変更認可申請」が必要ですが、事務担当者や連絡先情報等（電話番号、メールアドレス、ログインID、パスワード等）の変更については、申請・届出の必要はなく、随時、電子申請システム上でその登録情報を編集することができます。

1



公益informationのトップ画面に表示されている「電子申請窓口」をクリックしてください。

2



電子申請窓口の画面が表示されます。

「電子申請のお申し込み」ボタンから下記の規約の確認画面に遷移してください。

3



電子申請のご利用規約が表示されます。

内容をご確認ください。

規約は最後までご確認いただかないと、次の画面に遷移することができません。

スクロールすると左のボタンが押下できるようになります。

4

お申込からご利用開始まで

申請の流れをご確認ください。

電子申請開始申込書への入力  
このページの「電子申請開始申込書作成フォームへ」ボタンを押してください。電子申請開始申込フォームが表示されたら、画面の案内に従い必要事項を入力してください。

電子申請開始申込書の準備  
入力が完了したら、「電子申請開始申込書のダウンロード」ボタンを押してください。電子申請開始申込書が画面に表示されるので、必要箇所を記入し印刷してください。

電子申請開始申込書の提出 (郵送または持参)  
提出先  
■ 特別民法法人、公益社団・財団法人及び移行法人の方  
■ 電子申請開始申込書  
■ 一般社団・一般財団法人の方 (注)  
■ 電子申請開始申込書  
■ 公証人が認定した定款の一部 (法人の名称および公証人が認定したことを記載した部分の写し又は登記簿謄本の写し)  
注 特別民法の方を除き、一般社団・財団法人を除き、郵送で公証開始申請を受理している方で、すでに公証人により定款の認証を受けている方を除きます。  
■ 公益信託の受託者 (受託者とならうとする方を示す)  
■ 電子申請開始申込書  
■ 個人の増資は本人確認書類の写しを、法人の場合は登記簿謄本の写しを提出してください。  
内閣府公益法人行政担当室に郵送または持参してください

ご利用開始をメールでお知らせ  
お日後、ご利用開始をお知らせするメールが届きます。登録したログインIDとパスワードで「ログイン」し、申請書類を作成してください。

→ 画面前に戻る

✓ 電子申請開始のための登録

お申込からご利用開始までの画面となります。

電子申請開始の申込の流れを図説しています。

ご確認いただき「電子申請開始のための登録」ボタンから登録を実施してください。

5

電子申請開始のための登録

登録に必要な情報の入力をお願いします。

法人区分 **必須** 例：一般財団法人 (下記より選択してください。)

法人番号 (JCN) 例：1234567890123 入力後、「法人の名称・住所取得」ボタンで「法人の名称」「住所」が自動表示されます。

法人の名称 **必須** 「法人の名称・住所取得」ボタンで自動表示されます。直接入力できません。

法人の名称 (フリガナ) **必須** 例：イッパンザンボンホジマルマルキョウカイ (全角100文字以内)

郵便番号 **必須** 例：123-4567 「法人の名称・住所取得」ボタンで自動補記されます。必要に応じて修正してください。

住所 **必須** 「法人の名称・住所取得」ボタンで自動補記されます。直接入力できません。

代表電話番号 **必須** 例) 03-3333-3333 (「」を含めた半角数字13桁以内)

代表FAX番号 例) 03-4444-4444 (「」を含めた半角数字13桁以内)

代表者の氏名 **必須** 例：公 (注)

法人番号はここから検索ができます。  
※国別番号ホームページが開きます。

信託受託者 (商業登記あり)  
信託受託者 (商業登記なし)

公益信託の受託者として電子申請IDを登録される場合は、法人区分欄から

信託受託者 (商業登記あり)  
信託受託者 (商業登記なし)

のいずれかをご選択ください。

ご申請者が法人、国税庁の法人番号 (13桁) をお持ちの場合、番号を入力いただくことで、名称等を表示します。

**注)**  
一般社団法人、一般財団法人  
をご選択されると公益法人の電子申請となりますのでご留意ください。

6

ホーム

### 提出前最終確認

以下の内容で登録を行いますので、最終確認をお願いします。

法人区分	信託受託者（商業登記なし）
法人番号（JCN）	
法人の名称	公益財団法人テスト行政庁 A
法人の名称（フリガナ）	テストジュタクシャ
郵便番号	123-4567
住所	東京都〇〇区〇〇1-1-1
代表電話番号	03-1234-5679
代表FAX番号	03-1234-5678
代表者の氏名	公益 太郎
事務担当者氏名	公益 太郎
事務担当者の電話番号	03-1234-5679
事務担当者の内線	12345478
事務担当者のFAX番号	03-1234-5678
メールアドレス	mail@co.jp
ホームページアドレス	
ログインID	testuser_5005
パスワード	内閣府

← 前画面に戻る

↓ この内容で登録する



入力された内容が画面に表示されますので、登録内容をご確認ください。

誤っている場合は、前画面に戻るボタンから行ってください。

問題がなければ「この内容で登録する」ボタンを押下してください。

最終確認でポップアップ画面が表示されます。

7

ホーム

### 電子申請開始申込書の印刷

電子申請の開始申込が完了しました。

引き続き、本画面より電子申請開始申込書をダウンロードし、印刷を行い、代表者印を捺印の上、行政庁担当室まで郵送又は持参してください。提出先は、本サイトのホームページの各行政庁をクリックして、右上に表示される「所在・アクセス・問合せ先」で確認できます。

（注）「終了する」ボタンで本画面を終了すると、電子申請開始申込書のダウンロードが行えなくなりますのでご注意ください。

印刷が完了しましたら、「電子申請開始申込書を印刷した」にチェックを行い、「終了する」ボタンで公益法人information画面へ戻ります。

電子申請開始申込書のダウンロード

電子申請開始申込書	20260309-電子申請開始申込書.xlsx
申請日時:	令和8年03月09日

電子申請開始申込書を印刷した

★ 終了する

電子申請開始申込書は印刷のうえ、その他必要書類とともにご提出いただく必要があります。

本画面から電子申請開始申込書を取得してください。

ファイル名をクリックするとお手持のPCにダウンロードされます。

取得後はチェックボックスにチェックを行ってください。チェックを行わなければ「終了する」ボタンが押下できませんのでご注意ください。

令和8年03月09日

内閣府公益法人行政担当室 宛て

登録された受託者名を表示  
登録された受託者の代表者名を表示

### 電子申請開始申込書

法人番号(JCN)	***** (受託者が法人の場合は13桁の法人番号が表示)
法人区分	信託受託者
法人等の名称(フリガナ)	ジュタクシャメイ
法人等の名称	受託者名
郵便番号	123-4567
法人等の住所	東京都〇〇区〇〇1-1-1
代表電話番号	03-1234-5679
代表FAX番号	03-1234-5678
代表者の氏名	代表者名
事務担当者の氏名	事務担当名
代表電子メールアドレス	登録いただいたメールアドレスを表示

利用規約を確認のうえ、その内容に同意しましたことを申し添えます。

【提出書類】(提出する書類について、欄に確認のチェックをお願いします。)

- ・ 一般社団・財団法人の方(移行法人の方を除き、一般社団・財団法人を設立し、続けて公益認定申請を予定されている方で、すでに公証人により定款の認証を受けている方を含みます。)
- (イ) 本書
- (ロ) 公証人が認証した定款の一部(法人の名称及び公証人が認証したことを記載した部分)の写し又は登記事項証明書の写し
- ・ 公益社団・財団法人、移行法人及び特例民法法人の方
- (イ) 本書
- ・ 公信託の受託者(受託者となろうとする者を含む)が個人の場合
- (イ) 本書
- (ロ) 本人確認書類の写し(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードの写しその他その者が本人であることを確認するに足る書類として行政庁が適当と認めるものをいう。)
- ・ 公信託の受託者(受託者となろうとする者を含む)が法人の場合
- (イ) 本書
- (ロ) 登記事項証明書の写し

※ ID・パスワードの不正使用による権利の侵害・損害等については、行政庁では責任を負いかねますので、取扱いには十分ご注意ください。

※ 本書は、提出済電子申請開始申込の入力内容を表示しているため編集できません。

必要な項目にチェックをしてご提出ください。

ご申請いただいた内容についてお問い合わせ事項がある場合は、事務局からお問い合わせを実施させていただきます。

郵送先の送付先

〒105-0001

東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル12F

公益法人行政担当室

郵送の場合の住所は左記のとおり。